

懲戒処分の公表について

全国健康保険協会は、令和4年12月に行った懲戒処分を下記のとおり公表します。

記

被処分者	処分量定	処分年月日	事案の概要
支部契約職員 1名	停職 1月	令和4年 12月23日	勤務時間中に健康保険業務システムを不正に使用し、加入者2名の個人情報を検索・閲覧するとともに、当該個人情報を用いた私的な文書ファイルを作成・保存した。 また、当該個人情報の入手方法に関する上司からの問いに対して、虚偽回答を複数回行うとともに、当該個人情報が含まれた文書ファイルについて、上司から保存を指示されていたにもかかわらず、故意に消去した。

※ 全国健康保険協会では、職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分及び職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち懲戒解雇、諭旨解雇、降格又は停職である懲戒処分は、公表することとしています。（プライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等を除く。）なお、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表することとしています。

以上